

議会報告会開催の基本的な考え方について

◆開催趣旨

議会が住民に信頼され民主的なまちづくりを実現し、効率的な行財政運営を図るには議会と町民との連携が重要である。地方分権の推進により、自己決定と自己責任が拡大するなかで、まちづくり政策決定過程への住民参加が極めて重要となってくる。

本議会では、議会の監視機能や政策提言活動など議会活動（委員会活動を含む）の状況を地域に出向いて町民に直接報告・説明し、町政に関する情報の提供に努める。さらに、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを直接聴取する機会とし、本町議会の機能を高め、活力ある発展に資する趣旨で開催する。

なお、報告会は議会において決定した事項とし、議員個々の見解を述べるものとはしない。

◆『開催趣旨』に加え、次のような考え方のもとに開催しております。

- ① 民主的なまちづくりを実現するには、町政の情報を可能な限り町民へ提供し、情報の共有を図らなければなりません。議会報告会はその方法の1つであります。また、情報提供によって共通の認識をしていただき、町政への関心をより高めていただきたいと思います。
- ② 今後、厳しい財政状況の中で財政効率を高める行財政運営をするには、官民協働（住民参加）のまちづくりを目指さなければなりません。議会報告会は町政の情報を共有するとともに、官民協働（住民参加）によるまちづくりの環境整備にも資するものです。
- ③ 議会報告会は、町民と議会の距離を縮める場としております。4年に1度の選挙が済めば、その後はお任せ民主主義では町政の進展は望めません。真に町民に役立つ議会づくりは、町民の声を聞かなければなりません。議会報告会は町民の声を聞きながら両者の距離を縮めることにも役立てるものです。
- ④ 議会報告会は、議会の決定事項にかかる町民の知る権利に応え、かつ、議会の説明責任を果たす機会と位置づけております。議会が可否を決するに当たっては、町民の理解を得られるものでなければなりません。議員には、決定事項の内容はもちろん、その経過も含め説明責任を果たす義務があります。
- ⑤ 議員は一部地域や職域の代弁者でなく、より広い見地から物事の可否を判断し決する立場にあります。議員が、支持地盤以外の地域に出向くことにより町全体の実態を把握することができ、よって地域、職域だけの意識が薄れ、町民全体の代表者として自らの意識を高めることに資するものです。
- ⑥ 議会を正しく理解していただくことは大変難しいことと思われます。議会だよりをとおして理解を図るにも限界があります。議会報告会によって、議会の機能や権限、常任委員会活動、議会と町長との関係等についてより正しく理解を深めていただく機会としていく考えです。